

職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施についての一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">雇児発 0521 第 19 号 平成 27 年 5 月 21 日 第一次改正 雇児発 0912 第 1 号 平成 28 年 9 月 12 日 第二次改正 雇児発 0403 第 30 号 平成 29 年 4 月 3 日 <u>三次改正 子発 0730 第 2 号</u> <u>平成 30 年 7 月 30 日</u></p>	<p style="text-align: right;">雇児発 0521 第 19 号 平成 27 年 5 月 21 日 第一次改正 雇児発 0912 第 1 号 平成 28 年 9 月 12 日 第二次改正 雇児発 0403 第 30 号 平成 29 年 4 月 3 日</p>
<p>各 都 道 府 県 知 事 殿</p>	<p>各 都 道 府 県 知 事 殿</p>
<p style="text-align: center;"><u>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</u></p>
<p style="text-align: center;">職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について</p>	<p style="text-align: center;">職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について</p>
<p>子ども・子育て支援の推進に当たって、子ども・子育て支援法を始めとする子ども・子育て関連 3 法に基づき、質の高い保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業を提供することとしているが、その提供に当たっては、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うことが重要である。このため、下記のとおり、職員の資質向上・人材確保等研修事業を実施し、平成 27 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。</p> <p>については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p>	<p>子ども・子育て支援の推進に当たって、子ども・子育て支援法を始めとする子ども・子育て関連 3 法に基づき、質の高い保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業を提供することとしているが、その提供に当たっては、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うことが重要である。このため、下記のとおり、職員の資質向上・人材確保等研修事業を実施し、平成 27 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。</p> <p>については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 事業の種類</p> <p>(1) 保育の質の向上のための研修等事業</p> <p><u>(2) 保育士等キャリアアップ研修事業</u></p> <p><u>(3) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業</u></p> <p><u>(4) 多様な保育研修事業</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>1 事業の種類</p> <p>(1) 保育の質の向上のための研修事業</p> <p><u>(2) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業</u></p> <p><u>(3) 家庭的保育者等研修事業</u></p> <p><u>(4) 居宅訪問型保育研修事業</u></p> <p><u>(5) 病児・病後児保育研修事業</u></p> <p><u>(6) 病児・病後児保育（訪問型）研修事業</u></p> <p><u>(7) 保育士試験合格者に対する実技講習事業</u></p> <p><u>(8) 保育実習指導者に対する講習事業</u></p>

(5) 放課後児童支援員等研修事業

(6) ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業

## 2 事業の実施

事業の実施に当たっては、次によること。

(1) 保育の質の向上のための研修等事業実施要綱 (別添1)

(2) 保育士等キャリアアップ研修事業 (別添2)

(3) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業実施要綱 (別添3)

(4) 多様な保育研修事業 (別添4)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(5) 放課後児童支援員等研修事業実施要綱 (別添5)

(6) ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業実施要綱 (別添6)

(9) 放課後児童支援員等研修事業

(10) ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業

## 2 事業の実施

事業の実施に当たっては、次によること。

(1) 保育の質の向上のための研修事業実施要綱 (別添1)

(2) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業実施要綱 (別添2)

(3) 家庭的保育者等研修事業実施要綱 (別添3)

(4) 居宅訪問型保育研修事業実施要綱 (別添4)

(5) 病児・病後児保育研修事業実施要綱 (別添5)

(6) 病児・病後児保育 (訪問型) 研修事業実施要綱 (別添6)

(7) 保育士試験合格者に対する実技講習事業 (別添7)

(8) 保育実習指導者に対する講習事業 (別添8)

(9) 放課後児童支援員等研修事業実施要綱 (別添9)

(10) ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業実施要綱 (別添10)

別添1

保育の質の向上のための研修等事業実施要綱

1. 趣旨・目的

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、保育の質の向上を図るための研修等の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2. 実施主体

実施主体は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

都道府県又は市町村は、本事業を適切に実施できると認める社会福祉協議会、民間団体等（以下「委託事業者」という。）に委託できるものとする。

3. 事業の内容

(1) 保育の質の向上のための研修事業

保育の質の向上を図るため、保育所の職員等を対象とする研修を実施する。また、保育所の職員等を対象とする研修（都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。）に参加するために必要な費用の一部を補助する。

①対象者

事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設等（以下「保育所等」という。）に勤務する保育士又は保育教諭
- イ 保育所等に勤務する保育士以外（看護師、調理員、事務職員等）の職員
- ウ 保育所等に就労していない保育士資格を有する者

②実施内容

ア 都道府県が実施又は対象とする研修

- ・ 乳児保育、障害、虐待などの専門性をもった保育士に係る研修
- ・ 指導者育成のための研修
- ・ 都道府県が適当と認める団体が実施する研修 等

イ 市町村が実施又は対象とする研修

- ・ 保育所が独自に外部の研修に参加する形で実施される研修
- ・ 保育士初任者や中堅保育士が参加して、保育の基礎知識などを受講するフォローアップ研修
- ・ その他市町村が適当と認める団体が実施する研修

別添1

保育の質の向上のための研修事業実施要綱

1. 趣旨・目的

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、保育の質の向上を図るための研修の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2. 実施主体

実施主体は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

都道府県又は市町村は、本事業を適切に実施できると認める社会福祉協議会、民間団体等（以下「委託事業者」という。）に委託できるものとする。

なお、4（2）①及び②のキャリアアップに関する研修の実施主体については、都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関とする。

3. 事業の内容

保育の質の向上を図るため、保育所の職員等を対象とする研修を実施する。また、保育所の職員等を対象とする研修（都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。）に参加するために必要な費用の一部を補助する。

4. 実施要件等

(1) 対象者

本事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ① 保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設等（以下「保育所等」という。）に勤務する保育士又は保育教諭
- ② 保育所等に勤務する保育士以外（看護師、調理員、事務職員等）の職員
- ③ 保育所等に就労していない保育士資格を有する者

(2) 実施内容

① 都道府県が実施又は対象とする研修

- ・ キャリアアップに関する研修
- ・ 乳児保育、障害、虐待などの専門性をもった保育士に係る研修
- ・ 指導者育成のための研修
- ・ 都道府県が適当と認める団体が実施する研修 等

② 市町村が実施又は対象とする研修

- ・ キャリアアップに関する研修（都道府県から指定を受けたものに限る。）
- ・ 保育所が独自に外部の研修に参加する形で実施される研修
- ・ 保育士初任者や中堅保育士が参加して、保育の基礎知識などを受講するフォローアップ研修
- ・ 市町村が適当と認める団体が実施する研修 等

(2) 保育士試験合格者に対する実技講習事業

① 対象者

事業の対象者は、以下に掲げる要件にいずれも該当する者とする。

ア 保育士試験に合格していること

イ 保育所、認定こども園、地域型保育事業を実施する事業所及び認可外保育施設（以下「保育所等」という。）への勤務を希望していること

ウ 保育所等での勤務経験がないこと

② 実施内容

事業の対象となる実技講習は、以下の要件をいずれも満たすものとする。

ア 受講者が保育所等における保育士の1日の業務内容を理解でき、受講者自らが保育士としての業務を  
実践できる内容となっていること

イ 保育所等における実習が1日以上確保されていること

(3) 保育実習指導者に対する講習事業

保育実習指導者を対象とし、より効果的な保育実習の実施方法を習得するため、以下に掲げる内容に関する講習を行うこと。なお、講習の実施に当たっては講義による実践的な事例の提示を行うほか、ワークショップ等を含めた構成にするなど、講習が効果的な内容となるよう、工夫すること。

ア 保育実習における学生への指導

イ 保育実習計画の策定

ウ 実習施設と指定保育士養成施設が連携して取り組むべき事項

4. 委託事業者への委託

本事業の委託に当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 委託事業者は、本事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- (2) 委託事業者において、本事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 委託事業者は、研修を実施する場合における講師について、略歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、各科目の研修を適切に実施するために必要な体制を確保していること。
- (4) 委託事業者が、本要綱に定める内容に従って、適切に研修を実施することが見込まれること。
- (5) 本事業の委託に当たっては、指定保育士養成施設、社会福祉協議会、地域のNPO法人や子育て支援団体等、保育や子育て支援分野の研修に関する実績や知見等を有する機関、団体等に委託することが望ましい。

5. 留意事項

- (1) 実施主体は、本事業の実施に当たって、管内の関係機関や施設、関係団体等と十分な連携を図り、効果的で円滑な事業の実施が図られるよう努めるものとする。
- (2) 研修参加費用のうち、教材等に係る実費相当部分、研修会場までの旅費及び宿泊費等については、受講者等が負担するものとする。
- (3) 実施主体及び委託事業者は、本事業を実施する上で知り得た対象者の秘密の保持について、十分留意すること。
- (4) 実施主体及び委託事業者は、本事業の対象者が知り得た個人の秘密の保持について、当該対象者が十分に留意するよう指導すること。
- (5) 実施主体は、本事業の実施に際し、自治体発行の広報紙等による広報や、保育所等への周知など、積極

5. 委託事業者への委託

本事業の委託に当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 委託事業者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- (2) 委託事業者において、事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 委託事業者は、研修を実施する場合における講師について、略歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、各科目の研修を適切に実施するために必要な体制を確保していること。
- (4) 委託事業者が、本要綱に定める内容に従って、適切に研修を実施することが見込まれること。
- (5) 本事業の委託に当たっては、指定保育士養成施設、社会福祉協議会、地域のNPO法人や子育て支援団体等、保育や子育て支援分野の研修に関する実績や知見等を有する機関、団体等に委託することが望ましい。

6. 留意事項

- (1) 実施主体は、本事業の実施に当たって、管内の関係機関や施設、関係団体等と十分な連携を図り、効果的で円滑な事業の実施が図られるよう努めるものとする。
- (2) 研修参加費用のうち、教材等に係る実費相当部分、研修会場までの旅費及び宿泊費等については、受講者等が負担するものとする。
- (3) 実施主体及び委託事業者は、事業実施上知り得た各事業の対象者の秘密の保持について、十分留意すること。
- (4) 実施主体及び委託事業者は、各事業の対象者が知り得た個人の秘密の保持について、当該対象者が十分に留意するよう指導すること。
- (5) 実施主体は、本事業の実施に際し、自治体発行の広報紙等による広報や、保育所等への周知など、積極

的に周知を図ること。

(6) 「子育て支援員研修事業」の対象となる研修は本事業の対象とはならないこと。

#### 6. 費用の補助

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

的に周知を図ること。

(6) 「子育て支援員研修事業」の対象となる研修は本事業の対象とはならないこと。

(7) 「キャリアアップに関する研修」については、「「キャリアアップの仕組みの構築に係る保育士等に対する研修の実施について」(平成29年4月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)に基づき実施される研修とする。

#### 7. 費用の補助

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添2

保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱

1. 趣旨・目的

保育所等におけるリーダー的職員の職務内容に応じた専門性の向上を図るための保育士等キャリアアップ研修の実施に要する費用の一部を補助することにより、保育士等の専門性の向上を図り、キャリアアップの仕組みを構築することを目的とする。

2. 実施主体

実施主体は、都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関とする。なお、都道府県は、本事業を適切に実施できると認める民間団体等（以下「委託事業者」という。）に委託できるものとする。

3. 事業の内容

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）に基づき実施される研修を本事業の対象とする。

4. 留意事項

- （1）実施主体は、本事業の実施に当たって、管内の関係機関や施設、関係団体等と十分な連携を図り、効果的で円滑な事業の実施が図られるよう努めるものとする。
- （2）研修参加費用のうち、教材等に係る実費相当部分、研修会場までの旅費及び宿泊費等については、受講者等が負担するものとする。
- （3）実施主体及び委託事業者は、事業実施上知り得た各事業の対象者の秘密の保持について、十分留意すること。
- （4）実施主体及び委託事業者は、各事業の対象者が知り得た個人の秘密の保持について、当該対象者が十分に留意するよう指導すること。
- （5）実施主体は、本事業の実施に際し、都道府県のホームページへの掲載や保育所等への周知などにより、周知を図ること。

5. 費用の補助

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(新設)

別添 3

新規卒業者の確保、就業継続支援事業実施要綱（略）

（削除）

（削除）

（削除）

（削除）

別添 2

新規卒業者の確保、就業継続支援事業実施要綱（略）

別添 3

別添 4

別添 5

別添 6

多様な保育研修事業実施要綱1. 事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき実施される家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、延長保育事業（訪問型）、一時預かり事業（居宅訪問型）又は病児保育事業（以下「多様な保育」という。）に従事する者に必要な知識の修得、資質を確保するために必要な研修を実施し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2. 実施主体

実施主体は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）（以下「都道府県等」という。）、都道府県知事若しくは市町村長（以下「都道府県知事等」という。）の指定した研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）とする。

都道府県知事等は当該研修事業を適切に実施できると認める指定保育士養成施設や社会福祉協議会、民間団体等（以下「委託研修事業者」という。）に委託できるものとする。

3. 対象者

本事業の対象者は、多様な保育に現に従事する者及び従事することを予定している者とする。

4. 研修の実施方法及び内容(1) 研修日程等

研修の開催日、時間帯等については、都道府県等、指定研修事業者又は委託研修事業者（以下「研修実施者」という。）が、地域の実情に応じて、受講者が受講しやすいよう適宜配慮して設定すること。

また、多様な保育に従事する者の充足状況等を適宜考慮して、適切な時期・回数の実施に努めること。

(2) 講師

講師については、略歴、資格、実務経験、学歴等に照らして選定し、各科目の研修を適切に実施するために必要な体制を確保すること。

(3) 研修内容I 家庭的保育者等研修事業ア 基礎研修

すべての家庭的保育者に対する家庭的保育に必要な基礎的知識及び技術等の修得を目的とし、研修の科目、区分、時間数、内容、目的については、原則、別表1のとおりとする。

イ 認定研修

保育の知識及び技術等の修得を目的とし、研修の科目、時間数については、原則、別表1のとおりとする。なお、看護師、幼稚園教諭及び1年以上の家庭的保育経験者は保育実習（Ⅱ）について免除しても差し支えないこととする。

ウ フォローアップ研修

家庭的保育事業等に従事し、実践を通じて生じた問題等への解決を図ること等を目的としたフォローアップを目的とした研修について、概ね経験年数2年未満の家庭的保育者を対象として実施する。（経験年数1年未満の者に対しては、少なくとも、2か月に1回以上実施することが望ましい。）研修の目的、内容については、別表1のとおりとする。



エ 現任研修

家庭的保育者の資質の向上を図るため、必要な知識や技能の修得を目的とした研修について、すべての家庭的保育者を対象として年に1回（分割して実施可）実施する。研修の科目、時間数については、別表1のとおりとする。

オ 指導者研修

家庭的保育支援者などの家庭的保育の指導者となるために必要な知識や技術の修得を目的とした研修について、10年以上の保育所における勤務（基礎研修を受講した者）又は家庭的保育の経験を有する保育士を対象として実施する。研修の内容については、別表1のとおりとする。

※ フォローアップ研修、現任研修及び指導者研修については、ウ～オに定めるもののほか同等の効果が期待できる場合には、地域の実情等に応じた方法や内容等により、研修を実施することも可能とする。

II 居宅訪問型保育研修事業

ア 基礎研修

居宅訪問型保育の知識及び技術等の修得を目的とし、研修の科目、区分、時間数、内容、目的については、原則、別表2のとおりとする。

イ 専門研修

障害、疾病等のある乳幼児の保育の知識及び技術等の修得を目的とし、研修の科目、区分、時間数、内容、目的については、原則、別表2のとおりとする。

III 病児・病後児保育研修事業

研修の科目、区分、時間数、内容、目的については、原則、別表3のとおりとする。

IV 病児・病後児保育（訪問型）研修事業

研修の科目、区分、時間数、内容、目的については、原則、別表4のとおりとする。

※ 研修内容については、地域性、事業等の特性、受講者の希望等を考慮して時間数を延長することや必要な科目を追加することは差し支えない。

※ 受講者がやむを得ない理由により、研修の一部を欠席した場合等には、研修実施者は受講者に対して未履科科目のみを受講させることも可能とすること。

※ 都道府県等及び指定研修事業者は、上記Ⅰ～Ⅳに定める研修を修了し、多様な保育に従事している者を対象に、事業の特性や必要性等に応じて、フォローアップ研修や現任研修を実施すること。

5. 修了証書等の交付

(1) 修了証書の交付

ア 都道府県知事等は、4（3）のⅠのア、イ、Ⅱ又はⅣのいずれかの研修の全科目を修了した者（以下「研修修了者」という。）に対して、別紙様式例1の様式により、修了証書を交付するものとする。

イ 指定研修事業者は、研修修了者に対して、別紙様式例2の様式により、修了証書を交付するものとする。

ウ 修了証書の交付については、当該研修修了者が受講した研修の実施主体である都道府県知事等又は指定研修事業者が交付するものとする。

(2) 一部科目修了者の取扱い

ア 都道府県知事等は、4（3）のⅠのア、イ、Ⅱ又はⅣのいずれかの研修受講中に、他の都道府県等に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により、研修の一部を欠席し、研修科目の一部のみを履修した者（以下「一部科目修了者」という。）から申請があった場合には、別紙様式例3による「一部科目修了証書」を交付するものとする。

イ 指定研修事業者は、一部科目修了者から申請があった場合には、別紙様式例4による「一部科目修了証

書」を交付するものとする。

#### 6. 研修修了者名簿等の作成・管理等

(1) 指定研修事業者は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項（以下「必要記載事項」という。）を記載した名簿（以下「研修修了者名簿」という。）を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なく指定を受けた都道府県知事等に提出するものとする。

また、一部科目修了者について、必要記載事項を記載した名簿（以下「一部科目修了者名簿」という。）を作成し、上記と同様に取り扱うものとする。

(2) 委託研修事業者は、研修修了者について、研修修了者名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なく委託元の都道府県知事等に提出するものとする。

また、一部科目修了者について、一部科目修了者名簿を作成し、上記と同様に取り扱うものとする。

(3) 都道府県知事等は、研修修了者について、研修修了者名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、指定研修事業者から提出された研修修了者名簿等とあわせて個人情報として十分な注意を払った上で、都道府県知事等の責任において一元的に管理するものとする。

また、一部科目修了者について、一部科目修了者名簿を作成し、上記と同様に取り扱うものとする。

#### (4) 修了証書等の再交付等

ア 指定研修事業者及び委託研修事業者は、修了証書等の交付を受けた者が、研修修了者名簿及び一部科目修了者名簿（以下「修了者名簿等」という。）に記載された内容（氏名又は連絡先等）に変更が生じたこと、又は修了証書等を紛失・汚損したことの申し出があった際には、速やかに必要な確認を行った上で、修了証書等の再交付や更新の手続きを行い、再交付等の後遅滞なくその旨を都道府県知事等に報告するものとする。

イ 都道府県知事等は、修了証書等の交付を受けた者が、研修修了者名簿等に記載された内容（氏名又は連絡先等）に変更が生じたこと、又は修了証書等を紛失・汚損したことの申し出があった際には、速やかに必要な確認を行った上で、修了証書等の再交付や更新の手続き及び研修修了者名簿等の更新を行うとともに、指定研修事業者から報告のあった再交付等の内容について研修修了者名簿等の更新を行い、あわせて個人情報として十分な注意を払った上で、都道府県知事等の責任において一元的に管理するものとする。

#### 7. 研修参加費用

研修参加費用のうち、教材等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費等については、受講者等が負担するものとする。

#### 8. 研修事業者の指定

都道府県知事等による研修事業者の指定は、都道府県等の区域毎に、その指定を受けようとする者の申請により、別添1に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事等が行うものとする。

#### 9. 研修事業者の指定申請手続等

(1) 本事業の指定を受けようとする者は、別添2に掲げる必要事項を記載した指定申請書を事業実施場所の都道府県知事等に提出するものとする。

(2) 申請者が法人であるときは、申請者に定款、寄付行為その他の規約を添付するものとする。

(3) 本事業の指定を受けた者は、指定を行った都道府県知事等に対し、毎年度、

あらかじめ事業計画を提出するとともに、事業終了後速やかに事業実績報告書を提出するものとする。

(4) 本事業の指定を受けた者は、申請の内容に変更を加える場合には、指定を行った都道府県知事等に対し、あらかじめ変更の内容、変更時期及び理由を届け出るものとし、別添2のイからキの事項に変更を加える場合にあつては、変更について承認を受けるものとする。

(5) 本事業の指定を受けた者は、事業を廃止しようとする場合には、指定を行った都道府県知事等に対し、あらかじめ廃止の時期及び理由を届け出、指定の取消しを受けるものとする。

#### 10. 研修事業の委託

本事業の委託に当たっては、以下の点に留意すること。

(1) 委託研修事業者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。

(2) 委託研修事業者において、研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

(3) 委託研修事業者は、研修を担当する講師について、略歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、各科目の研修を適切に実施するために必要な体制を確保していること。

(4) 委託研修事業者が、本要綱に定める内容に従って、適切に研修を実施することが見込まれること。

(5) 指定保育士養成施設、社会福祉協議会、地域のNPO法人や子育て支援団体等、家庭的保育の研修に関する実績や知見等を有する機関、団体等に委託することが望ましい。

#### 11. 留意事項

(1) 都道府県等は、本事業の実施に当たって、管内の関係機関や施設、関係団体等と十分な連携を図り、効果的で円滑な事業の実施が図られるよう努めるものとする。

(2) 研修実施者は、事業実施上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。

(3) 研修実施者は、研修受講者が演習及び実習において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。

(4) 都道府県知事等は、指定研修事業者に対し、管内における研修の実施内容等について適切な水準が保たれるよう定期的に指導すること。

(5) 子ども・子育て支援新制度では、人材の確保、養成及び資質の向上について都道府県が中心的な役割を担っていることから、当該研修の実施に当たっては、都道府県において、管内市町村の多様な保育の提供体制や管内市町村における研修の実施状況等を勘案し、多様な保育に関する研修が実施されるよう努められたい。

(6) 研修を実施する際には、研修内容を鑑みて、適切な定員を設定すること。

(7) 本実施要綱に基づく研修実施以前に市町村長が行う多様な保育に関する研修を修了した者についても、可能な限り研修修了者名簿等の作成及び管理を行うとともに、他の市町村に転居する場合等、既に受講を修了した研修科目が転居先の市町村等においても確認ができるよう修了証書等を交付するなど配慮されたい。

#### 12. 費用の補助

国は、都道府県等が研修を実施する場合に、当該都道府県等に対し、本事業に要する経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

#### 13. その他

(1) 家庭的保育者

家庭的保育者とは、市町村長が行う研修（本要綱の4（3）のIのアで定める「基礎研修」をいい、市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者をいう。

なお、「保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者」とは、4（3）のIのイで定める「認定研修」を修了した者をいう。

(2) 家庭的保育補助者

家庭的保育補助者とは、市町村長が行う研修（本要綱の4（3）のIのアで定める「基礎研修」をいい、市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。

(3) 居宅訪問型保育者

居宅訪問型保育者とは、市町村長が行う研修（本要綱の4（3）のIIで定める「基礎研修」及び「専門研修」をいい、市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者をいう。

また、「保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者」とは、本要綱の4（3）のIのイで定める「認定研修」を修了した者をいう。（「認定研修」における「保育実習（II）」20日間のうち、主として連携保育所又は認可保育所を実習施設としつつ、その一部を「児童発達支援センター（児童発達支援及び医療型児童発達支援を行うものに限る。）又は障害児を対象とする居宅訪問型保育事業」としても差し支えない。）

なお、家庭的保育事業等の設備及び運営基準第37条第1号に規定する保育を提供する場合は、本要綱4（3）のIIで定める「基礎研修」及び「専門研修」を修了することとし、家庭的保育事業等の設備及び運営基準第37条第2号から5号に規定する保育を提供する場合は、本要綱4（3）のIIのアで定める「基礎研修」の修了すること。

(別紙様式例1)

第 \_\_\_\_\_ 号

修了証書

氏 名

生年月日

あなたは、「職員の資質の向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添4「多様な保育研修事業実施要綱」に定める〇〇〇研修を修了したことを証します。

平成 年 月 日

〇〇〇知事・長

〇〇〇〇〇〇

(新設)

(別紙様式例2)

第 \_\_\_\_\_ 号

修了証書

氏 名

生年月日

あなたは、「職員の資質の向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添4「多様な保育研修事業実施要綱」に定める〇〇〇研修を修了したことを証します。

平成 年 月 日

\_\_\_\_\_  
(指定された事業者名)

代 表 〇 〇 〇 〇

(新設)

(別紙様式例3)

第 \_\_\_\_\_ 号

〇〇〇研修一部科目修了証書

氏 名

生年月日

あなたは、「職員の資質の向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇発 0521 第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別添4「多様な保育研修事業実施要綱」に定める〇〇〇研修の一部の科目を修了したことを証します。

一部修了科目名

平成 年 月 日

〇〇〇知事・長

〇〇〇〇〇〇

(新設)

(別紙様式例4)

第 \_\_\_\_\_ 号

〇〇〇研修一部科目修了証書

氏 名

生年月日

あなたは、「職員の資質の向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇発 0521 第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別添4「多様な保育研修事業実施要綱」に定める〇〇〇研修の一部の科目を修了したことを証します。

一部修了科目名

平成 年 月 日

(指定された事業者名)

代 表 〇 〇 〇 〇

(新設)



(別添1)

指定事業者が学則等に定める項目

(1) 事業実施者に関する要件

ア 研修事業の実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。

イ 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

ウ 該当する事業に関する研修の実績や知見等があること。

(2) 事業内容に関する要件

ア 研修事業が、本要綱に定める内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されること。

イ 研修カリキュラムが、別表に定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。

ウ 研修を担当する講師について、略歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、各科目を担当するために適切な人材が適切な人数確保されていること。

(3) 研修受講者に関する要件

ア 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。

(ア) 開講目的

(イ) 研修事業の名称

(ウ) 実施場所

(エ) 研修期間

(オ) 研修カリキュラム

(カ) 講師氏名

(キ) 研修修了の認定方法

(ク) 開講時期

(ケ) 受講資格

(コ) 受講手続き (募集要領等)

(サ) 受講料等

イ 研修への出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保持すること。

(新設)

(別添2)

指定申請書の記載事項

ア 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所）

イ 研修事業の名称及び実施場所

ウ 事業開始予定年月日

エ 学則等

オ 研修カリキュラム

カ 講義及び演習を行う講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別並びに受諾書

キ 研修修了の認定方法

ク 事業開始年度及び次年度の収支予算の細目

ケ 申請者の資産状況

コ 該当する事業に関する研修の実績や知見等

(新設)

(別表1) 家庭的保育者等研修

1 基礎研修 (すべての家庭的保育者に対する家庭的保育に必要な基礎的知識・技術等の修得)

[家庭的保育者の就業前研修]

科目名	区分	時間	内 容
導入 家庭的保育の概要	講義	60分	①家庭的保育の歴史的経緯 ②家庭的保育の特徴 ③家庭的保育のリスクを回避するための課題
家庭的保育の基礎 乳幼児の発達と心理	講義	90分	①発達とは ②発達時期の区分と特徴 ③ことばとコミュニケーション ④自分と他者 ⑤手のはたらきと探索 ⑥移動する力 ⑦こころと行動の発達を支える家庭的保育者の役割
乳幼児の食事と栄養	講義	60分	①離乳の進め方に関する最近の動向 ②栄養バランスを考えた幼児期の食事作りのポイント ③食物アレルギー ④家庭的保育者が押さえる食育のポイント
小児保健Ⅰ	講義	60分	①乳幼児の健康観察のポイント ②発育と発達について ③衛生管理・消毒について ④薬の預かりについて
小児保健Ⅱ	講義	60分	①子どもに多い症例とその対応 ②子どもに多い病気とその対応 ③事故予防と対応
心肺蘇生法	実技	120分	
家庭的保育の実際 家庭的保育の保育内容	講義・演習	120分	①家庭的保育における保育内容 ②家庭的保育の1日の流れ ③異年齢保育 ④新しく子どもを受け入れる際の留意点 ⑤地域の社会資源の活用 ⑥家庭的保育の記録 ⑦保育の体制
家庭的保育の環境整備	講義	60分	①保育環境を整える前に ②家庭的保育に必要な環境とは ③環境のチェックポイント
家庭的保育の運営と管理	講義	60分	①設備及び運営の基準等の遵守 ②情報提供 ③受託までの流れ ④家庭的保育の運営上必要な記録と報告

(新設)

で 必 要 な 講 義				⑤家庭的保育事業者の管理業務
	安全の確保とリスク マネジメント	講義	60分	①子どもの事故 ②子どもの事故の予防 保育上の留意点 ③緊急時の連絡・対策・対応 ④リスクマネジメントと賠償責任
	家庭的保育者の職業 倫理と配慮事項	講義・演習	90分	①家庭的保育者の職業倫理 ②家庭的保育者の自己管理 ③家庭的保育者自身の家族との関係 ④地域との関係 ⑤保育所や様々な保育者との関係 ⑥行政との関係
	保護者への対応	講義・演習	90分	①家庭的保育における保護者との関わりと対応 ②家庭的保育における保護者への対応の基本 ③子育て支援における保護者への相談・助言の原則 ④保護者への対応 ～事例を通して考える～
	子ども虐待	講義	60分	①子ども虐待への関心の高まり ②子ども虐待とは ③子ども虐待の実態 ④虐待が及ぼす影響 ⑤子ども虐待の発見と通告 ⑥虐待を受けた子どもに見られる行動特徴 ⑦子どもが家で虐待を受けたと思われたならば ⑧家庭的保育で不適切な関わりを防ぐために
	特別に配慮を要する 子どもへの対応	講義	90分	①気になる行動 ②気になる行動をする子どもの行動特徴 ③気になる行動への対応の考え方 ④気になる行動の原因とその対応 ⑤保育者の役割 ⑥遊びを通して、子どもの発達を促す方法
	見学実習オリエンテ ーション	演習	30分～ 60分	①見学実習のポイントと配慮 ②見学を引き受ける際の留意事項
	グループ討議	演習	90分	①討議の目的 ②討議の原則 ③討議の効果 ④討議の進め方 ⑤グループ討議（演習）
見学実習	実習	2日以上	家庭的保育者のもとで家庭的保育の実際を見学実習 ①環境構成、保育内容、保育日誌・家庭連絡帳等の記録の 仕方を見学 ②見学実習日誌作成・提出 (実習のうち1日は家庭的保育の1日の流れを見学)	

<u>実施自治体の制度について</u> <u>(任意)</u>	<u>講義</u>	<u>60分～</u> <u>90分</u>	①連携保育所 ②関係機関 ③地域資源 ④巡回指導・監査指導等 ⑤報告事項などについて
------------------------------------	-----------	---------------------------	--

時間合計：21時間＋2日以上

2 認定研修（保育の知識・技術等の修得）

（新設）

科目名	時間
子ども家庭福祉 （「児童家庭福祉・社会福祉」関連）	4時間
子どもの心身の発達と保育 （「保育の心理学」関連）	8時間
子どもの健康管理 （「子どもの保健」・「小児保健」関連）	8時間
子どもの栄養管理 （「子どもの食と栄養」関連）	6時間
子どもの安全と環境 （「子どもの保健」・「社会的養護」関連）	8時間
子どもの保育 （「保育原理」・「教育原理」関連）	6時間
保育実習（Ⅰ） （連携保育所の3歳未満児クラス中心の実習）	48時間
保育実習（Ⅱ） （連携保育所又は認可保育所において実習） [看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者（1年以上）の者を除く。]	20日

看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者（1年以上） 時間合計：88時間

家庭的保育経験のない者及び家庭的保育経験者（1年未満） 時間合計：88時間+20日

[看護師、幼稚園教諭を除く]

3 フォローアップ研修

[家庭的保育の経験年数2年未満の者]

目的・内容
(目的)
・基礎研修において修得した内容を実践した上での、疑問・ 悩みの解消
・関係する行政機関との連携関係の構築
・家庭的保育者間の連携関係の構築
(内容)
家庭的保育者からの相談・質問を中心とした研修
[例]
・保育内容の相談（異年齢保育等）
・避難経路の確保、避難訓練等の計画
・記録等の書類の作成方法
・経理方法等の指導 など

時間：各回概ね2時間

4 現任研修

[すべての家庭的保育者]

科目名	時間
最近の児童福祉行政	1時間
家庭的保育の運営・管理	2時間
子ども（3歳未満児）の心身の 発達と保育	3時間
子ども（3歳未満児）の健康管 理	3時間
子ども（3歳未満児）の栄養管 理	3時間
子ども（3歳未満児）の安全と 環境	3時間
保護者理解と対応	3時間

時間合計：18時間

(新設)

5 指導者研修

[保育所又は家庭的保育の経験年数10年以上の保育士]

区 分	内 容
講 義	<ul style="list-style-type: none"> <li>①子ども家庭福祉の動向（施策）</li> <li>②社会福祉や保健・医療、教育などの領域の動向</li> <li>③関係機関・施設や地域とのかかわり</li> <li>④保育ソーシャルワーク（講義・演習）</li> <li>⑤相談援助技術（講義・演習）</li> <li>⑥スーパービジョン（目的、方法）</li> <li>⑦ソーシャルアクション</li> <li>⑧苦情解決と第三者評価</li> <li>⑨家庭的保育の運営・管理</li> <li>⑩子どもの心身の発達と保育</li> <li>⑪子どもの栄養・健康管理</li> <li>⑫子どもの安全と環境</li> <li>⑬保護者理解と対応</li> </ul>
実 習	-

(新設)



(別表2) 居宅訪問型保育研修

1. 基礎研修

科目名	区分	時間数	内 容	目 的
1. 居宅訪問型保育の基礎を理解するための科目				
①居宅訪問型保育の概要	講義	60分	①児童家庭福祉における居宅訪問型保育の社会的背景、経緯、歴史 ②居宅訪問型保育の実態 ③居宅訪問型保育の事業概要 ④地域子ども・子育て支援事業における訪問型保育の展開 ⑤居宅訪問型保育の有効性と課題	①児童家庭福祉における居宅訪問型保育の社会的背景、経緯、位置づけについて理解する。 ②居宅訪問型保育の特徴を理解し、保育所保育との共通点、相違点について理解する。 ③居宅訪問型保育の運営基準について理解する。 ④地域子ども・子育て支援事業における訪問型保育の意義や特徴について理解する。
②乳幼児の生活と遊び	講義	60分	①子どもの発達と生活 ②子どもの遊びと環境 ③人との関係と保育のねらい・内容 ④子どもの一日の生活の流れと役割	①発達・成長過程に応じた子どもの生活への1対1の関わり方や援助方法について理解する。 ②1対1で行う子どもの遊びについて理解する。 ③生活の中で様々な人との関わりあいが、子どもの発達を促すことについて理解する。 ④子どもの一日の生活の流れの中で、居宅訪問型保育者の役割について理解する。
③乳幼児の発達と心理	講義	90分	①発達とは ②発達時期の区分と特徴 ③ことばとコミュニケーション ④自分と他者 ⑤手のはたらきと探索 ⑥移動する力(移動運動) ⑦こころと行動の発達を支える保育者の役割	①0歳から3歳くらいまでの乳幼児期の発達のポイントを学び、発達に応じた遊びやその安全性について理解する。 ②子どもの発達を支える居宅訪問型保育者の役割について理解する。

(新設)

④乳幼児の食事と 栄養	講義	60分	①離乳の進め方に関する最近の動向 ②栄養バランスを考えた幼児期の食事作りのポイント ③食物アレルギー ④保育者が押さえる食育のポイント	①離乳の進め方に関する最近の動向について理解する。 ②幼児期の昼食作りに役立つ栄養バランスのポイント、食品衛生の基礎知識について理解する。 ③食物アレルギーについて理解する。 ④保育者がおさえる食育のポイントについて理解する。
⑤小児保健Ⅰ	講義	60分	①乳幼児の健康観察のポイント ②発育と発達について (母子健康手帳、予防接種について) ③衛生管理・消毒について ④薬の預かりについて	①保育を行う上で必要となる健康管理のポイントや疾病の予防と感染防止への対応、保育中の発症への対応などの基礎知識について理解する。 ②現場に生かせる、より具体的な対応を理解する。 ③健診や母子健康手帳の意義、記載内容について理解する。 ④予防接種について理解する。
⑥小児保健Ⅱ	講義	60分	①子どもに多い症例とその対応 ②子どもに多い病気(SIDS等を含む)とその対応 ※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」「保育所における感染症対策ガイドライン」を周知する。 ③事故予防と対応	①子どもに多い症状・病気を知りその対応について理解する。 ②小児に多い事故を学び、その予防と対応について理解する。 ③異物除去法、心肺蘇生法を学び、緊急時の対応について理解する。
⑦心肺蘇生法	実技	120分	①心肺蘇生法、AED、異物除去法等  ※見学だけの科目にならないよう参加人数等の配慮が必要。	①乳幼児を対象とした救急救命が行えるように、その技術を身につける。
2. 居宅訪問型保育の実際を理解するための科目				
⑧居宅訪問型保育の保育内容	講義・演習	120分	①居宅訪問型保育を利用する家庭(子ども・保護者)のニーズ ②居宅訪問型保育の特徴 ③居宅訪問型保育における配慮事項	①居宅訪問型保育を利用する家庭のニーズについて理解する。 ②居宅訪問型保育の特徴と配慮事項を学び、演習を通じて考え、理解する。 ③夜間に行われる居宅訪問型保育

			④居宅訪問型保育の実際（演習） ⑤居宅訪問型保育における計画と記録	における配慮事項について理解する。 ④居宅訪問型保育の計画と記録の書き方を学び、様々な家庭状況に応じた計画の必要性について理解する。
⑨居宅訪問型保育における環境整備	講義	60分	①保育環境を整える前に ②居宅訪問型保育に必要な環境とは ③環境のチェックポイント	①保育環境の整備に当たり、基本的な考え方と配慮事項について理解する。 ②児童の居宅であることを踏まえた環境整備の必要性について理解する。 ③保育に必要な設備・備品を確認し、自己点検を行えるようにする。
⑩居宅訪問型保育の運営	講義	60分	①居宅訪問型保育の業務の流れ ②保育中の注意事項 ③記録、保護者への報告 ④事業所及びコーディネーターへの連絡、チームワーク ⑤居宅訪問型保育者のマナー	①居宅訪問型保育者の職務について理解する。 ②情報提供の方法、受託前の利用者との面接、記録や報告の管理などについて学ぶ。 ③事業所及びコーディネーターとの連携について理解する。 ④児童の居宅で保育を行う居宅訪問型保育者の姿勢について理解する。
⑪安全の確保とリスクマネジメント	講義	60分	①子どもの事故 ②子どもの事故の予防 保育上の留意点 ③緊急時の連絡・対策・対応 ④リスクマネジメントと賠償責任	①保育環境上起こりうる危険について学び、事故を未然に防ぐための予防策や安全確保の留意点について理解する。 ②万一事故が起こった場合の対応や報告について理解する。
⑫居宅訪問型保育者の職業倫理と配慮事項	講義・演習	90分	①職業倫理 ②自己管理 ③地域との関係 ④保育所や様々な保育者との関係 ⑤行政との関係 ⑥居宅訪問型保育者の役割の検討（演習）	①居宅訪問型保育者としての基本姿勢（保育マインド、プライバシーの保護と守秘義務（個人情報の保護）、自己研鑽）について理解する。 ②居宅訪問型保育者の自己管理について理解する。 ③地域住民との関係づくりについて理解する。 ④保育所や様々な保育関係者との関係づくり、行政との関係などに

				ついて理解する。
⑬居宅訪問型保育における保護者への対応	講義・演習	90分	①居宅訪問型保育における保護者支援の必要性 ②さまざまな家庭における家族との関わり方 ③居宅訪問型保育における子育てアドバイス ④保護者への対応～事例を通して考える～	①保護者が協力して子どもの発達を支えるとともに、保護者の子育てを支援する役割についての意義を学び、このために必要な知識と技術について理解する。 ②家族との関わりにおける配慮等について理解する。 ③保護者への対応において、保護者との信頼関係づくりや保護者への支援が必要な際の関わり方について、重要なポイントを学び、事例検討などを通して考え、理解する。
⑭子ども虐待	講義	60分	①子ども虐待への関心の高まり ②子ども虐待とは ③子ども虐待の実態 ④虐待が及ぼす影響 ⑤子ども虐待の発見と通告 ⑥虐待を受けた子どもに見られる行動特徴 ⑦子どもが家で虐待を受けたと思われたならば ⑧不適切な関わり方を防ぐために	①子ども虐待に関する基本的事項について理解する。 ②保育における虐待の発見、対応の基礎について理解する。 ③居宅訪問型保育者が虐待など不適切な関わり方をしないための配慮すべき事柄について理解する。
⑮特別に配慮を要する子どもへの対応 (0～2歳児)	講義	90分	①気になる行動 ②気になる行動をする子どもの行動特徴 ③気になる行動への対応の考え方 ④気になる行動の原因とその対応 ⑤居宅訪問型保育者の役割 ⑥遊びを通して、子どもの発達を促す方法	①0～2歳の気になる行動をどのように考え、どう関わっていけばよいかを行動特徴の把握などを通して理解する。 ②特別に配慮を要する子どもへの対応における居宅訪問型保育者の役割について理解する。 ※ 発達の遅れが疑われる場合、保護者の思いを踏まえた上での対応の必要性について理解する。 (専門機関との連携を含む。) ③遊びを通して、子どもの発達を促す方法について理解する。

3. 研修を進める上で必要な科目

⑩実践演習 I	演習	1～2日	①居宅訪問型保育の実際（D VD等の教材の視聴） ②実践を想定した演習 ③グループ討議（90分を含 める）	①居宅訪問型保育の具体的な内容 をイメージすることができるよ うになる。
---------	----	------	---	--

4. 自治体の制度や地域の保育事情等を理解するための科目

⑪実施自治体の制 度について（任 意）	講義	60分	①関係機関 ②地域資源	①実施自治体の保育関係施策や関 係機関について理解する。
---------------------------	----	-----	----------------	---------------------------------

基礎研修科目 時間合計：20時間＋1～2日

2. 専門研修

科目名	区分	時間数	内 容	目 的
①子どもの成長・ 発達（障害の理 解）	講義	60分	①障害とは（障害の捉え 方・児童の権利の保障 について） ②障害の理解 1 身体障害、2 知的障 害、3 発達障害 ③成長・発達への支援 （生活・あそび） ④障害のある子どもの 心理 ⑤家族との関わり ⑥障害のある子どもを 取り巻く環境（現状・ 福祉サービス・家庭・ 関係機関との連携等） ⑦安全対策・感染予防対 策（リスクマネジメン ト・事故防止・業務の 範囲）	①障害について理解する。 ②障害のある子どもの成長・発達 を学び、その支援方法について 理解する。 ③障害のある子どもの心理につ いて理解する。 ④障害のある子どものいる家庭、 家族への支援の必要性につ いて理解する。 ⑤障害のある子どもに関する福 祉制度や機関を学び、取り巻く 環境について理解する。 ⑥障害のある子どもに対する安 全対策・感染予防対策等につ いて理解する。
②子どもの健康管 理（慢性疾患児）	講義	60分	①慢性疾患とは ②さまざまな慢性疾患 と症状の理解 ③成長・発達への支援 （生活・あそび） ④慢性疾患の子どもの 心理 ⑤家族との関わり ⑥慢性疾患のある子ど もを取り巻く環境 ⑦安全対策・感染予防対 策（リスクマネジメン ト・事故防止・業務の 範囲）	①慢性疾患について理解する。 ②慢性疾患の子どもの成長・発達 を学び、その支援方法について 理解する。 ③慢性疾患の子どもの心理につ いて理解する。 ④慢性疾患の子どものいる家庭、 家族への支援の必要性につ いて理解する。 ⑤慢性疾患のある子どもに関す る福祉制度や機関を学び、取り 巻く環境について理解する。 ⑥慢性疾患の子どもに対する安 全対策・感染予防対策等につ いて理解する。
③小児保健Ⅲ	講義	90分	①疾病の症状への対応 の仕方 ②家庭との連携 ③施設や医療機関等と の連携	①疾病の症状のある子どもへの 基本的な対応方法について理 解する。 ②疾病により対応が必要となっ た場合に、家族との事前の取り

(新設)

				<p>決め、連携等の必要性について理解する。</p> <p>③疾病により対応が必要となった場合に、施設や医療機関等との事前の取り決め、連携等の必要性について理解する。</p>	
④居宅訪問型保育の展開Ⅰ（慢性疾患の子どもの保育）	講義	90分	<p>①慢性疾患の子どもの居宅訪問型保育の特徴</p> <p>②慢性疾患の子どもの居宅訪問型保育における配慮事項、注意事項</p> <p>③慢性疾患の子どもの居宅訪問型保育の実際</p> <p>④慢性疾患の子どもの居宅訪問型保育における計画と記録</p>	<p>①居宅訪問型保育における慢性疾患の子どもに対する保育の特徴を学び、具体的な支援方法について理解する。</p> <p>②慢性疾患の子どもに対する配慮や注意が必要な事項等について理解する。</p> <p>③慢性疾患の子どもに対する保育計画と記録を学び、様々な家庭状況に応じた計画の必要性について理解する。</p>	
⑤居宅訪問型保育の展開Ⅱ（障害のある子どもの保育）	講義	90分	<p>①障害のある子どもの居宅訪問型保育の特徴</p> <p>②障害のある子どもの居宅訪問型保育における配慮事項、注意事項</p> <p>③障害のある子どもの居宅訪問型保育の実際</p> <p>④障害のある子どもの居宅訪問型保育における計画と記録</p>	<p>①居宅訪問型保育における障害のある子どもに対する保育の特徴を学び、具体的な支援方法について理解する。</p> <p>②障害のある子どもに対する配慮や注意が必要な事項等について理解する。</p> <p>③障害のある子どもに対する保育計画と記録を学び、様々な家庭状況に応じた計画の必要性について理解する。</p>	
⑥実践演習Ⅱ	演習	2日	<p>①視聴覚教材（DVD、過去のTV番組等）を使用し、病棟での保育や障害児施設等の現場を学ぶ</p> <p>②実践を踏まえた演習、実技（生活への支援・介助の他、器具等の紹介や説明なども含む）</p>	<p>①慢性疾患の子どもや障害のある子どもに対する対応を学び、保育に対するイメージを持つ。</p> <p>②演習を通じ、実践する保育内容について理解する。</p>	

③グループ討議

(注) 対象となる子どもが決まり次第、関係施設と連携し、対象となる子どもの対応に必要な実習等を行う。

専門研修科目 時間合計：6.5時間＋2日

基礎研修科目＋専門研修科目 時間合計：26.5時間＋3～4日



(別表3) 病児・病後児保育研修

科目名	区分	時間数	内 容	目 的
病児病後児保育 の概要	講義	30分	①地域子ども・子育て支 援事業としての病児 保育事業 ②地域連携による子育 て支援の必要性	地域子ども・子育て支援事業 における病児保育 の意義や特徴について理解す る。
病児・病後児の発 達・心理を理解し たうえでの遊び	講義	60分	①子どもの発達と発達 段階を踏まえた接し 方 ②病気の子どもの理解 ③病気の子どもへ安心 会を与える保育・看護 ④病気の子どもの安静 を保ちながらできる 遊び	①子どもの発達や発達に合わ せた遊びを理解する。 ②病気の子どもの心理状態を 理解する。 ③病気の子どもが安心できる 環境について理解する。 ④病気の子どもが安静状態を 保てる遊びについて理解する。
病児・病後児保育 を利用する子ど もの主な症状と 対応	講義	60分	主な症状とケア（発熱、 咳、下痢、嘔吐）	病児・病後児保育を利用する子 どもの主な症状を知り、その対 応状について理解する。
薬に関する知識	講義	30分	①乳幼児の薬 ②薬の与え方	薬に関する知識、与え方につい て理解する。
リスクマネジ メント	講義	90分	①アレルギー ②アナフィラキシー、 ③熱性けいれん ④乳幼児突然死症候群 （SIDS） ⑤環境整備と緊急事態 生	①アレルギー疾患について理 解する。 ②アナフィラキシーについて 学びその対応について理解 する。 ③熱性けいれんについて学び その対応について理解する。 ④乳幼児突然死症候群（SIDS） について学びその対応につ いて理解する。 ⑤保育現場での子どもの事故

(新設)

				<p>予防のポイントについて理解する。</p> <p>⑥症状別に緊急時における対応を学び、緊急時に備えた日常からの準備について理解する。</p>
	講義	90分	⑥子どもの一次救命措置法	乳幼児を対象とした救急救命が行えるように、緊急時の対応について理解する。
病児・病後児保育における感染症対策	講義	90分	<p>①感染経路を理解したうえでの対策</p> <p>②病児・病後児保育における感染対策の実践ポイント</p> <p>③注意が必要な主な感染症と対策</p> <p>④予防接種</p>	感染症と感染経路を学びその対応と対策について理解する。
子どもが病気の時の保護者支援	講義	30分	子どもが病気の時の保護者支援	子どもが病気になった際の看護方法等について、保護者が適切なケアが行えるよう、その支援方法について学ぶ。

時間合計：8時間

(別表4) 病児・病後児保育(訪問型)研修

科目名	区分	時間数	内 容	目 的
病児病後児保育 の概要	講義	30分	①地域子ども・子育て 支援事業としての病児 保育事業 ②地域連携による子育 て支援の必要性	地域子ども・子育て支援事業 における病児保育の意義や特 徴について理解する。
乳幼児の生活と 遊び	講義	60分	①子どもの発達と生活 ②子どもの遊びと環境 ③人との関係と保育の ねらい・内容 ④子どもの一日の生活 の流れと役割	①発達・成長過程に応じた子ど もの生活への1対1の関わり 方や援助方法について理解す る。 ②1対1で行う子どもの遊び について理解する。 ③生活の中で様々な人との関 わりあいが、子どもの発達を促 すことについて理解する。 ④子どもの一日の生活の流れ の中で、病児・病後児保育 訪問型の保育者 の 役割について理解する。
病児・病後児の発 達・心理を理解し たうえでの遊び	講義	60分	①子どもの発達と発達 段階を踏まえた接し方 ②病気の子どもの理解 ③病気の子どもへ安心 会を与える保育・看護 ④病気の子どもの安静 を保ちながらできる遊 び	①子どもの発達や発達に合わ せた遊びを理解する。 ②病気の子どもの心理状態を 理解する。 ③病気の子どもが安心できる 環境について理解する。 ④病気の子どもが安静状態を 保てる遊びについて理解する。
乳幼児の発達と 心理	講義	90分	①発達とは ②発達時期の区分と特 徴 ③ことばとコミュニケ ーション ④自分と他者 ⑤手のはたらきと探索 ⑥移動する力(移動運 動) ⑦こころと行動の発達 を支える保育者の役割	①0歳から3歳くらいまでの 乳幼児期の発達のポイントを 学び、発達に応じた遊びやその 安全性について理解する。 ②子どもの発達を支える 病児・病後児保育訪問型保育者 の役割について理解する。

(新設)

乳幼児の食事と 栄養	講義	60分	①離乳の進め方に関する最近の動向 ②栄養バランスを考えた幼児期の食事作りのポイント ③食物アレルギー ④保育者が押さえる食育のポイント	①離乳の進め方に関する最近の動向について理解する。 ②幼児期昼食作りに役立つ栄養バランスのポイント、職位品衛生の基礎知識について理解する。 ③食物アレルギーについて理解する。 ④保育者が押さえる食育のポイントについて理解する。		
病児・病後児保育 を利用する子ども の主な症状と 対応	講義	120分	①主な症状とケア（発熱、咳、下痢、嘔吐） ②乳幼児の健康観察のポイント ③発育と発達について（母子健康手帳、予防接種について） ④衛生管理・消毒について	①病児・病後児保育を利用する子どもの主な症状を知り、その対応について理解する ②保育を行う上で必要となる健康管理のポイントや疾病の予防と感染防止への対応、保育中の発症への対応などの基礎知識について理解する。 ③現場に生かせる、より具体的な対応を理解する。 ④健診や母子健康手帳の意義、記載内容について理解する。 ⑤予防接種について理解する。		
薬に関する知識	講義	30分	①乳幼児の薬 ②薬の与え方 ③薬の預かりについて	薬に関する知識、与え方について理解する。		
リスクマネジメント	講義	90分	①アレルギー ②アナフィラキシー、 ③熱性けいれん ④乳幼児突然死症候群（SIDS） ⑤環境整備と緊急事態生	①アレルギー疾患について理解する ②アナフィラキシーについて学びその対応について理解する ③熱性けいれんについて学びその対応について理解する ④乳幼児突然死症候群（SIDS）について学びその対応について理解する。 ⑤保育現場での子どもの事故予防のポイントについて理解する。		

				⑥症状別に緊急時における対応を学び、緊急時に備えた日常からの準備について理解する。	
	講義	90分	⑥子どもの一次救命措置法	乳幼児を対象とした救急救命が行えるように、緊急時の対応について理解する。	
心肺蘇生法	実技	120分	①心肺蘇生法、AED、異物除去法等 ※見学だけの科目にならないよう参加人数等の配慮が必要。	乳幼児を対象とした救急救命が行えるように、その技術を身につける。	
病児・病後児保育における感染症対策	講義	90分	①感染経路を理解したうえでの対策 ②病児・病後児保育における感染対策の実践ポイント ③注意が必要な主な感染症と対策 ④予防接種	感染症と感染経路を学びその対応と対策について理解する。	
子どもが病気の時の保護者支援	講義	90分	①子どもが病気の時の保護者支援 ②病児・病後児保育訪問型における保護者支援の必要性 ③さまざまな家庭における家族との関わり方 ④病児・病後児保育訪問型における子育てアドバイス	①子どもが病気になった際の看護方法等について、保護者が適切なケアが行えるよう、その支援方法について学ぶ。 ②保護者が協力して子どもの発達を支えるとともに、保護者の子育てを支援する役割についての意義を学び、このために必要な知識と技術について理解する。 ③家族との関わりにおける配慮等について理解する。 ④保護者への対応において、保護者との信頼関係づくりや保護者への支援が必要な際の関わり方について、重要なポイントを学び、事例検討などを通して考え、理解する。	
病児・病後児保育訪問型の保育内容	講義・演習	120分	①病児・病後児保育訪問型を利用する家庭(子ども・保護者)の	①病児・病後児保育訪問型を利用する家庭のニーズについて理解する。	

			ニーズ ②病児・病後児保育訪問型の特徴 ③病児・病後児保育訪問型における配慮事項 ④病児・病後児保育訪問型の実際	②病児・病後児保育訪問型の特徴と配慮事項を学び、演習を通じて考え、理解する。	
病児・病後児保育訪問型における環境整備	講義	60分	①保育環境を整える前に ②病児・病後児保育訪問型に必要な環境とは ③環境のチェックポイント	①保育環境の準備に当たり、基本的な考え方と配慮事項について理解する。 ②児童の居宅であることを踏まえた環境整備の必要性について理解する。 ③保育に必要な設備、備品を確認し、自己点検を行えるようにする。	
病児・病後児保育訪問型の運営	講義	60分	①病児・病後児保育訪問型の業務の流れ ②保育注意事項 ③病児・病後児保育訪問型保育者のマナー	①病児・病後児保育訪問型保育者の職務について理解する。 ②児童の居宅で保育を行う、病児・病後児保育訪問型保育者の姿勢について理解する。	
病児・病後児保育訪問型保育者の職業倫理と配慮事項	講義・演習	90分	①職業倫理 ②自己管理 ③地域との関係 ④保育所や様々な保育者との関係 ⑤行政との関係	①病児・病後児保育訪問型保育者としての基本姿勢（保育マインド、プライバシーの保護と守秘義務（個人情報の保護）、自己研鑽について理解する。 ②病児・病後児保育訪問型保育者の自己管理について理解する。 ③地域住民との関係作りについて理解する。 ④保育所や様々な保育関係者との関係作り、行政との関係などについて理解する。	
子ども虐待	講義	60分	①子ども虐待への関心の高まり ②子ども虐待とは ③子ども虐待の実態 ④虐待が及ぼす影響 ⑤子ども虐待の発見と	①子ども虐待に関する基本的事項について理解する。 ②保育における虐待の発見、対応の基礎について理解する。 ③病児・病後児保育訪問型保育者が虐待など不適切な関わり	

			<p>通告</p> <p>⑥虐待を受けた子どもに見られる行動特徴</p> <p>⑦子どもが家で虐待を受けたと思われたならば</p> <p>⑧不適切な関わりを防ぐために</p>	<p>方をしないための配慮すべき事柄について理解する。</p>	
<p>特別に配慮を要する子どもへの対応（0～2歳児）</p>	<p>講義</p>	<p>90分</p>	<p>①気になる行動</p> <p>②気になる行動をする子どもの行動特徴</p> <p>③気になる行動への対応の考え方</p> <p>④気になる行動の原因とその対応</p> <p>⑤病児・病後児保育訪問型保育者の役割</p> <p>⑥遊びを通して、子どもの発達を促す方法</p>	<p>①0～2歳の気になる行動をどのように考え、どう関わっていけばよいかを行動特徴の把握などを通して理解する。</p> <p>②特別に配慮を要する子どもへの対応における病児・病後児保育訪問型保育者の役割について理解する。</p> <p>※ 発達の遅れが疑われる場合、保護者の思いを踏まえた上での対応の必要性について理解する。（専門機関との連携を含む。）</p> <p>③遊びを通して、子どもの発達を促す方法について理解する。</p>	
<p>実践演習</p>	<p>演習</p>	<p>1～2日</p>	<p>①病児・病後児保育訪問型の実際（DVD等の教材の視聴）</p> <p>②実践を想定した演習</p> <p>③グループ討議（90分を含める）</p>	<p>病児・病後児保育訪問型の具体的な内容をイメージすることができるようになる。</p>	
<p>実施自治体の制度について（任意）</p>	<p>講義</p>	<p>60分</p>	<p>①関係機関</p> <p>②地域資源</p>	<p>実施自治体の保育関係施策や関係機関について理解する。</p>	

時間数合計：24.5時間＋1～2日以上

<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>別添 5</p> <p style="text-align: center;">放課後児童支援員等研修事業実施要綱</p> <p>I 放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン） （略）</p> <p>II 放課後児童支援員等資質向上研修事業 （略）</p> <p>III 児童厚生員等研修事業 （略）</p> <p>IV <u>地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業</u></p> <p>1 <u>趣旨・目的</u>  <u>児童福祉法（法律第 164 号）第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業（以下「拠点」という。）に従事する職員等に対して、必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行うことにより拠点従事職員等の資質の向上を図ることを目的とする。</u></p> <p>2 <u>実施主体</u>  <u>実施主体は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。</u>  <u>ただし、実施主体が研修を実施する上で適当と認める民間団体等に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。</u>  <u>なお、いくつかの市町村が合同で実施することも可能である。</u></p> <p>3 <u>対象者</u>  <u>（1）子育て支援員研修事業の実施について（平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」により実施する子育て支援員研修事業のうち「地域子育て支援コース（地域子育て支援拠点事業）」の研修を終了した者</u>  <u>（2）上記に関わらず拠点に 3 年以上従事した者</u></p> <p>4 <u>研修内容</u>  <u>拠点従事職員等の資質向上を図るために必要な知識、技術の習得のための専門的な研修、及び拠点における課題や事例を共有するための実務的な研修を実施する。</u>  <u>（1）資質の向上を図るために必要な知識及び技術の習得のための研修の実施に当たっては、専門的な知識・技術が求められるものをテーマとすること。</u>  <u>&lt;主な具体例&gt;</u></p>	<p>別添 7 <u>保育士試験合格者に対する実技講習事業実施要綱</u></p> <p>別添 8 <u>保育実習指導者に対する講習事業実施要綱</u></p> <p>別添 9</p> <p style="text-align: center;">放課後児童支援員等研修事業実施要綱</p> <p>I 放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン） （略）</p> <p>II 放課後児童支援員等資質向上研修事業 （略）</p> <p>III 児童厚生員等研修事業 （略）</p> <p>（新設）</p>
--	---



- 地域における拠点の役割と運営主体における責務
- 個人情報の取扱いとプライバシー保護
- 利用親子の交流促進
- 発達障害児など配慮を必要とする子どもへの支援
- 子どもの発達の理解
- 利用者との円滑な関わり
  - ・ 利用者との連携と支援の方法
  - ・ 家庭における養育状況の理解
  - ・ 家庭における虐待への対応
- 安全指導と安全管理、危機管理
  - ・ 救急措置と救急対応（実技研修）
  - ・ 防火、防災、防犯の計画と対応
  - ・ 事故、けがの予防と事後対応等
  - ・ アレルギーの理解と対応 など

(2) 拠点における課題や事例を共有するための実務的な研修の実施に当たっては、多くの拠点で共通の課題となっている事例や解決に向けた技術等の共有を図ることを目的としたテーマとすること。

<主な具体例>

- 事例検討（ワークショップ形式）
- 利用親子の情報の共有方法の工夫
- 相談記録簿（支援リスト）等に関する記録の書き方と工夫
- 地域子育て支援拠点で併せて実施されている他の子育て支援事業との実践事例
- 地域の子育て支援関係機関との連携事例 など

## 5 留意事項

(1) 拠点における障害児の受入れを推進し、適切な対応を図るため、研修内容に必要な知識の習得や実践的な指導技術に関する援助方法を盛り込むなど、障害児対応を行う拠点従事職員等の資質の向上に努めること。

(2) 受講者名簿の管理等、研修受講者の受講履歴が確認できるよう必要な記録の整備に配慮すること。

## 6 研修参加費用

研修参加費用のうち、教材等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者が負担するものとする。

## 7 費用の補助

国は、都道府県又は市町村が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

別添6 ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業実施要綱 (略)

別添10 (略)